

コロナに負けない体をつくろう！

～レッツ トライ 禁煙～

禁煙治療費
(公的医療保険適用)
の約半分です！

禁煙外来治療費を

最大 **10,000**円助成します

●治療開始前に、町に届出が必要です。

喫煙は、新型コロナ肺炎重症化の最大のリスクです！

喫煙者は**人工呼吸器**が装着される、あるいは**死亡**する危険性が、**非喫煙者の3倍以上**になることが明らかになりました。世界保健機構（WHO）もCOVID-19対策として「禁煙すること」を強く推奨する声明を出しています。

(2020年4月20日 日本呼吸器学会)



禁煙治療費助成のご案内

香美町では、喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちの実現に向けて、禁煙にチャレンジする町民を支援するため、禁煙外来治療に要する費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を満たしている方

- 治療開始前に健康課に事前届出を行い、確認事項に同意した 20 歳以上の方
- 事前届出日から、治療完了日までの間、町内に住所を有する方
- 過去に香美町の禁煙治療費助成を受けたことがない方（助成は 1 人 1 回限り）
- 禁煙外来治療における所定の治療過程を事前届出日から 6 か月以内に完了した方（途中で治療を中断した場合、助成金は一切交付されません。）

助成金額

禁煙外来治療に要した費用（自己負担額。薬剤費を含む。）の上限 1 万円

手続方法

事前届出	<p>治療開始前に健康課に事前届出書を提出してください（窓口でお渡しします）。</p> <p>禁煙の意思や喫煙状況などについて確認するため、原則、治療を受けられる方本人が窓口にお越しください。</p> <p>【必要な物】 ①印鑑（朱肉使用印） ②健康保険証など本人確認ができるもの</p>
治療の実施	<p>医療機関に受診の予約を行い、治療を開始してください。</p> <p>治療は概ね 3 か月間で 5 回受診します。</p> <p>全ての領収書の原本、明細書（医療機関・薬局）は大切に保管してください。</p> <p>途中で治療を断念した場合、助成金は交付されませんのでご注意ください。</p>
助成金の交付申請	<p>治療完了後、健康課で交付申請の手続きを行ってください。</p> <p>交付申請は、事前届出日から 6 か月以内に行ってください。</p> <p>【必要な物】</p> <ol style="list-style-type: none">① 禁煙治療に要した費用が確認できる領収書と明細書（医療機関・薬局）② 印鑑（朱肉使用印）③ 健康保険証など本人確認ができるもの④ 振込先の分かるもの（申請者名義の預金通帳など）

問い合わせ先：香美町役場健康課 Tel：0796-36-1114（直通）

